

擒りて西より來り、巣に落して雛ひなに養ふ。嬰兒おむすび懶りて啼く。彼の雛望みて、驚き恐りて啄つまず。余れ啼く音を聞き、巣より取り下して育やしなへる女子是れなり」といふ。擒る所の年月日時を校かふれば今ことばの語に當る。明に我が児なりとなり。

子の物を偷用ねすみもうちるて牛うしと作りて役つかはれ異しき表あらわしを示す

縁 第十

大和國添おまごとに上郡山村中里に、在昔むかし椋家長公くらのいへぎのみといふひと有り。十一月に当り、方広經はうぐわうきょうに依りて先の罪を懺くわいむと欲ひて、使人つかひどに告げて云はく「一の禪ひとりせん師じを請ねふべし」といふ。其の使人問ひて曰はく「何れの寺の師じをか請ねへむ」といふ。答へて曰はく「其の寺を拝たまばず、遇あふに隨したがひて請ねへよ」といふ。其の使願に隨したがひて路みち行くひどりの僧そうを請ね得いたて家いえに帰かへる。家いえ主ぬし心こころを住すめて供養くわうす。其の夜よに、

滅罪莊嚴成仏經には多くの菩薩名が連ねられた部分がある。「○原文「忍勞」。依頼する時に用いる語か。優填王經に「教えてくたさい」という文脈で「大人勤労教授」とみえる「勤勞」と同意であろう。

第九縁 今昔物語集・二十六ノ一に書承。扶桑略記・皇極天皇條に引用。

二 底本訓釈「嬰兒二止利古」。三 底本訓釈「撫取也」。三 奈良県高市郡明日香村に所在。飛鳥板蓋宮伝承地がある。底本訓釈「不支乃」。四 皇極天皇二年西暦。五 兵庫県美方郡美方町、村岡町あたり。六 底本訓釈「匍匐上音布反、下音福反、二合、波良波不」。七 底本訓釈「騰安可利天」。八 底本訓釈「指左須」。九 飛ぶ。底本訓釈「翥波布以奴、又云加介利奴」。新撰字鏡「翥止遮反、挙也、翔也、波布利伊奴」。云 心から悲しむ意か。底本訓釈「懇阿可良之比天」。三 底本訓釈「惻禪太美」は誤訓。「時王憂愁、酸切懇惻賢愚經・一・二」。三 原文「故為修福」。本説話で仏教にかかる叙述はここのみ。三 大阪市中央区に所在。難波宮跡がある。天皇は孝德天皇。四 白雉元年空。五 京都府舞鶴市、加佐郡大江町あたり。但馬国七美郡山里からは東の方角に当る。山背國愛宕郡雲下里計帳神後國といふ表記もおとなわれたであろう。云 底本訓釈「童女二合、女乃和良波」。モ 底本訓釈「汲久牟」。六 底本訓釈「井津留ヲ」。説文解字は、「井」を「井」の字形で掲出している。(井)は井戸枠をかたどり、(丶)はつるべをかたどつたもの、と説明されている。

一四 礼經已に訖りて僧息はむとする時に、檀主^{だんす}設けて被を以ちて覆ふ。僧すなはち心に念はく「明日に物を得むよりは被を取りて出でむに如かず」とおもふ。時に声有りて言はく「其の被を盗ることなかれ」といふ。僧大に驚き疑ひ、顧て家中を窺ひて人を覗む。ただし一の牛のみ有りて家の倉の下に立つ。

僧牛の邊に進む。牛僧に語りて言はく「吾れは此の家長の父なり。吾れ先の世に、人に与へむが為に吾が子に告げずして稻十束を取りき。所以に今牛の身を受けて先の債^{さきのよ}を償ふ。汝は是れ出家なり。何すれぞ輒く被を盗る。其の事の虚実を知らむと欲はば、我が為に坐を設けよ。我れ上り居む。其の父と知るべし」といふ。是に僧すなはち大に愧ぢ、還りて宿る処に止る。明朝に事の行既に訖りて曰はく「他人を遠く却らしめよ」といふ。然うして後に親族を召集めて具に先の事を陳ぶ。檀越^{だんをち}すなはち悲ぶる心を起して牛の邊に就き、藁^{わら}を敷きて白して言さく「實に吾が父ならば、此の座に就きたまふべし」とまうす。牛膝を屈げて座の上に臥せれば、諸の親声を出し大に啼泣^{おほき}きて言はく「實に吾が父なり」といふ。すなはち起ちて礼拝みて、牛に白して言さく「先の時に用たまひし所は今咸^{もうもろ}免^{やから}し奉る」とまうす。牛聞きて涙を流し大に息^きく。即日の申時に命終る。然うして後に覆へる被と財物とを其の師に施し、更

いることは可能であろう。一元底本訓釈「尊^{そん}（有^{あり}きやうす）」。二云「あなどる」。底本訓釈「陵^{りょう}（之乃文）」。波不^{（はふ）}。三云「あなどる」。底本訓釈「安奈都利天^{（あなつりてん）}」。三底本訓釈「敬^{（けい）}食也^{（く）}」。四云「底本訓釈「罵^{（ば）}乃利^{（のり）}」。五云「おさえる」。底本訓釈「壓^{（あ）}厭^{（あ）}か（於曾飛）」。六云「鴉^{（う}）」。鴉^{（う}）は食用。底本訓釈「拍^{（ぱく）}宇太礼天^{（うたれんてん）}」。七云「鴉^{（う}）」。鴉^{（う}）は食用。底本訓釈「捕^{（つか）}取也^{（く）}」。この字に注があるのは不審。

一底本訓釈「巢^{（すず）}須爾^{（しゆる）}」。巣を、と訓まないための注。ニ底本訓釈「雛^{（ひな）}比奈乃古爾^{（ひなおこる）}」。ニ底本訓釈「懷^{（くわい）}恐也^{（くわい）}」。四底本訓釈「啼^{（たま）}哭也^{（くわい）}」。五云「かがい見る」。六底本訓釈「啄^{（く）}津^{（つ）}支^{（し）}波可^{（カ）}万^{（ま）}か須^{（しゆ）}」。七云「女子をその父に返した。ヘ偶然に」。底本訓釈「遷^{（せん）}返^{（へん）}」。上音解反、下后反、二合、太万左加爾^{（たまざかり）}。九儒教的な文飾といえよう。親と子との関係を主題とする説話に「天」が述べられることが多い。

第十緑 あやしき表^(一)の説話。今昔物語集・十四ノ三十七に書承。扶桑略記・齊明天皇条に引用。

一 奈良市山町あたり。底本訓釈「添^{（そな）}曾布^{（そな）}」。
二 未詳。本説話以外に所伝をみない。三 大通方広懺悔滅罪莊嚴成仏經。政事要略・二十八年十二月癸卯^(二)、請^(三)僧十口、沙弥七口、設^(四)方広悔過於宮中、々々方広自此始也、類聚國史・一七八・仏名^(五)淳和天皇弘仁十四年十二月癸卯^(二)、請^(三)大僧都長惠、少僧都勤操、大法師空海等、於清涼殿、行大通方広之法、終夜而畢也^(一)にみるよう、後代でも十二月に方広悔過がおこなわれた。宝亀五年(壬酉)の例は仏名会の起源とされる。広弘明集・二十八には、陳文帝の大通方広懺文が収録されている。三前世。四礼拝と誦経と。五檀越に同じ。

に其の父の為に広く功德を修る。因果の理ありに信はざらむや。

幼き時より網を用魚を捕りて現に惡しき報を得る

縁 第十一

幡磨國飾磨郡の濃於寺に、京の元興寺の沙門慈應大徳、檀越の請に因りて夏安居の間法花經を講く。時に寺の邊に漁夫有り。幼きときより長るまで網を以ちて業とす。後の時に家の内の桑林の中に匍匐ひ、声を揚げて叫号びて曰はく「炎火身に迫る」といふ。親屬救はむとすれば、其の人唱ひて言はく「我れに近くことなれ。我れ頓に焼かれむ」といふ。時に其の親寺に詣でて、行者を請求む。行者呪する時に、良久にありてすなはち免る。其の著たる袴焼かれし、経を誦ましめ竟りぬ。此れより以後、また悪を行はず。顏氏家訓に云ふが如し「昔江陵の劉氏、鱣の羹を賣ることを以ちて業とす。後に一の児を生み、頭は具是れ鱣にして頸より以下は方人の身と為る」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

施主。椋家長公をさす。二夜具。底本訓釈「被不須万」。七明日物を得ることは今この被を盗んで出て行くことに及ばない。「明日得物」と「取被而出」とを比較し、「取被而出」をえらぶ。八このあたりを、今昔物語集・十四ノ三十七は「立留テ、音ノ有ツル方ヲ伺ヒ見ルニ、人不見ズ。只一ノ牛有リ。僧此ノ音ニ恐レテ返リ留ヌ。倩ラ思フニ、牛ノ可云キニ非ネバ、怪ビ思ヒ乍寝ヌ。其ノ夜ノ夢ニ、僧牛ノ辺ニ寄タルニ、牛ノ云ク、「我ハ此レ、此ノ家主ノ父也。」ト云フ、ト見テ夢覚ス」としている。僧の夢の中で牛がことばを発した、としている。今昔物語集では人と動物との言語を介しての交渉は夢の世界でのみ許容されたとする森正人の指摘がある。本書では、夢の中、という設定無しに動物が人のことばを発している。動物の発話については扶桑略記も疑問を呈している。

元養老令では六歳以上の男子には二段の口分田が給された。口分田には一段につき二束二把の田租が課せられた(田令)。本説話では、男子に給せられた口分田の稻をその男子のために用いている。「束」は、稻をはかる単位。十把。稻一束から米五升がとれる(令義解・田令)。三とえば法苑珠林・債負篇・感應縁所収の説話十一話中三話が牛に転生して前世の債を償う内容。この型の説話は多い。二転生は証拠によつて証明される。証拠は物品であることが多いが、行動であるばいもある。(三午後三時から五時のころ。橋本万平によれば、奈良時代には「時」が用いられ、平安時代に入つてから「刻」が用いられた。三より高い地位の存在(たとえば人)への転生を暗示する。